

○放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員に
対する謝金の支給基準について

平成17年7月13日

駐 対 第 3 7 7 号

警 察 本 部 長

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員に
対する謝金の支給基準について（通達）

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員の委嘱等に関する訓令（平成17年埼玉県警察本部訓令第27号）第3条第2項の規定に基づき委嘱した総合評価一般競争入札評価委員（以下「評価委員」という。）に対する謝金の支給については、次の基準により、平成17年7月13日から支給することとしたから、取扱い上誤りのないようにされた。

記

- 1 放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱（平成17年駐対第376号）第7の規定による会議に、評価委員が出席した場合は、13,800円に交通費（旅行行程は職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）及び職員の旅費支給規則（昭和27年埼玉県規則第36号）に定める例により計算し、旅費は職員の旅費に関する条例第14条から第16条までに規定される鉄道賃、船賃及び航空賃により算出する。ただし、交通費に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を加算した額を謝金として支給する。
一部改正〔平成18年第600号〕
- 2 謝金の所得税は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用する。
- 3 回議により意見を聴いた場合は、謝金を支給しないものとする。

実施日

この通達は、平成17年7月13日から実施する。

実施日（平成18年5月26日駐対第600号）

この通達は平成18年5月26日から実施し、改正後の放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員に対する謝金の支給基準についての規定は、平成18年4月1日から適用する。